# 規制緩和について

(中間報告)

平成5年11月8日

経済改革研究会



経済改革研究会は、経済構造の改革をいかに進めるかの検討を続けているが、改革 の中で占める規制緩和の重要性に鑑み、その基本的考え方をまとめ、ここに中間報告 として内閣総理大臣に報告する。

## ----構成----

- 1. なぜ規制緩和が必要なのか
- 11. 規制緩和をどう考えるか
- 1. 経済的規制は「原則自由」に
- 2. 社会的規制は「自己責任」を原則に最小限に
- 3. 金融、証券、保険に係る規制について
- 4. 土地、住宅に係る規制について
- Ⅲ. 規制緩和の効果を高めるために
- IV. これからの進め方
- (付) 別表





#### 」なぜ規制緩和が必要なのか

1. 公的規制は、これまで産業の発展と国民生活の安定にそれなりの寄与をしてきた。 しかし、いまでは、かえって経済社会の硬直性を強め、今後の経済社会構造の変革を 妨げている面が強まっている。

したがって、これら公的規制は従来の経緯にとらわれず、廃止を含め抜本的に見直 されるべきである(以下、緩和という場合、廃止を含めた見直しをいう)。

2. 規制緩和によって、企業には新しいビジネスチャンスが与えられ、雇用も拡大し、 消費者には多様な商品・サービスの選択の幅を拡げる。内外価格差の縮小にも役立つ。 同時に、それは内外を通じた自由競争を促進し、我が国経済社会の透明性を高め、国 際的に調和のとれたものとするであろう。

これまでも規制緩和が言われてきたが、民間の行政への依存体質が残るなか、既得権益にとらわれたり、確たる緩和の必要性が十分に理解されないために、十分実行に移されてこなかった。抜本的な見直しは、短期的には経済社会の一部に苦痛を与えるが、中長期的には自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会の建設のために不可避なものである。強力に実行すべきである。

3. 公的規制の抜本的見直しに当たっては、各分野を均しく検討し、"聖域"があって はならず、福祉、教育、労働、金融といった分野でも上述の考え方をもって当たるべ きである。

#### 11. 規制緩和をどう考えるか

1. 経済的規制は「原則自由」に

経済的規制については、「原則自由・例外規制」を基本とする。(別表参照) 需給調整の観点から行われている参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制については、後に述べる手順によりできるだけ早い時期に廃止することを基本とする。なお、構造改善を要する場合には、これを急ぐこととする。

例外制限のものについては、公正、簡素、透明性の原則の下に次のように考える。

- (1) 電力・ガスについては、事業者の創意工夫を活かし、競争原理の導入と消費者利益のために分散型電源の活用など規制の弾力化を図る。
- (2) 石油に係る規制は必要最小限のものとし、可能な場合は「平常時自由・緊急時制限」方式を導入する。
- (3) 公共料金、価格支持制度などの価格規制は必要最小限の商品・サービスに限定す

る。また、規制の方法として幅価格制、上限価格制を導入する。

(4) 国際運賃等国際共通ルールに基づいて行われる規制については、国際共通ルール 以上の規制(上乗せ規制、横出し規制)は行わない。

## 2. 社会的規制は「自己責任」を原則に最小限に

安全・健康の確保、環境の保全、災害の防除などの社会的見地から行われる規制は、 不断に見直しを進め、本来の政策目的に沿った必要最小限な規制内容とし、その透明 な運用を行う。(別表参照)

- (1) 参入・設備等に関する規制については、既得権益の保護や参入抑制にならないよう、事業者の資格・設備要件を規制する最小限の規制とする。
- (2) 消費者保護のために行われる規制は、自己責任原則を重視し、技術の進歩、消費者知識の普及などを踏まえ、必要最小限の範囲、内容にとどめる。
- (3) 安全・環境保全の見地から行われる規制も、(2)と同様最小限にとどめる。
- (4) 国際的商品に関して存続される規制については、特に証明されたもの以外については、規格・基準の国際的整合化を図る。
- (5) 基準認証は、製造物責任の制度化と併せて可能な限り自己認証制度に移行する。
- (6) 検査については、技術の進歩に応じ、常に頻度等を見直し、また他法令検査との 重複排除、基準統一など受検者の負担を軽減する。

## 3. 金融、証券、保険に係る規制について

金融、証券、保険に係る規制については、自己責任原則を重視した競争原理の徹底を図るため、規制の一層の緩和を行う。新しい金融商品・サービスの提供や異なる業務への相互参入を促進し、事業者の創意工夫を活かし、それにより資金の調達・運用において利用者が多様で効率的なサービスを受けられるようにする。同時に、ディスクロージャーを徹底することも必要である。規制は信用秩序の維持の観点から必要最小限にとどめ、規制内容・手続きの明確化など透明な運用を行う。金融制度、金融市場の透明性は国際的観点からも必要である。

## 4. 土地、住宅に係る規制について

土地利用及び住宅に関する規制については、それぞれの規制目的に沿った必要最小限のものとする。特に適正な土地利用に配意しつつ、地域の活性化、良好な都市環境の形成、優良な住宅供給のため、用途利用規制、容積率等の規制の見直し、運用の弾力化を図る。土地利用に係る諸規制の重複を極力排除する。やむを得ず複数の規制が同一プロジェクトにかかる場合は、関係機関の調整が円滑かつ迅速に行われるよう仕

組みを考える。また、許認可のための期間短縮、事務の簡素化を図る。土地取引に係る規制については、地価急騰時の教訓を踏まえ、地価の動向に十分配意しつつ、取引の円滑化の観点を含め見直す。なお、建築基準について、技術革新の進展、国際的基準を踏まえ、新材料、新建築のニーズに速やかに対応できるよう見直す。

#### Ⅲ. 規制緩和の効果を高めるために

1. 独占禁止法の厳正運用を徹底する。再販売価格維持制度、個別法による適用除外カルテルは5年以内に原則廃止する。

また、内外事業者についての参入制限、事業活動制限その他競争制限的行為の排除を徹底するため、事業者団体に対するガイドラインを改定する。

- 2. 規制緩和を促進するため、製造物責任 (PL) 制度を含む総合的消費者被害防止・ 救済制度の確立を急ぐ。
- 3. 規制及び行政指導の運用の迅速性、透明性を確保するため、「行政手続法」の的確な運用を図る。規制は個々の法律を根拠として行われるものであり、政府は法律が定める以上の規制を行ってはならない。また、行政指導は違法に行ってはならない。行政指導はその内容と責任者が相手方に明確に示される必要がある。さらに、それは相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるから、相手方が行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。政府は、このことを特に地方支分部局の行政窓口をはじめ政府部内に徹底させる必要がある。
- 4. 規制の迅速で透明な運用及び民間負担の軽減を図るため、届出・申請に係る手続の 簡素化、提出資料の削減に努めるとともに、諸手続の電子情報化を進める。
- 5. 同一の対象に対し複数の法律や省庁が関連する規制については、内容の整合化や一 元化を図り、国民の負担を軽減する。
- 6. 政府は、地方公共団体に対し、政府に準じ規制緩和を積極的に推進するよう要請する必要がある。

#### IV. これからの進め方

- 1. 以上述べた基本的考え方に従い、政府は内閣総理大臣を中心とする強力な推進本部 を内閣に設置し、全般的な規制見直し作業に直ちに着手すべきである。結論の得られ るものについては本年中にそのとりまとめを発表する。
- 2. 上記本部は、本年中に結論を得られないものについては、引き続き見直し作業を進

め、その結果に基づき、平成6年度内に期間を5年とする「規制緩和推進計画」(いわゆるアクション・プログラム)を策定する。「規制緩和推進計画」においては、今後5年間で公的規制の実質的に大幅な削減を目指すこととし、5年経過後も規制が存続せざるを得ない場合は、この本部がその必要性、根拠を明確にし、次の5か年計画において廃止・縮小の方向に向けた所要の措置を講ずることとする。

- 3. 政府による規制緩和を実効あるものとするため、法律に基づき強力な第三者機関を 設置する。この機関は上記の「規制緩和推進計画」を審議するとともに、その実施を 監視し、必要に応じ内閣総理大臣及び関係行政機関の長に勧告、意見表明する。あわ せて必要な調査・意見聴取等を行う。
- 4. OTOの機能を強化し、既存の行政監察機能とあわせ「規制緩和」の確実な実行の ために活用する。
- 5. 政府は、規制に関する情報を国民に提供するため、規制の現状と緩和の実施状況を 内容とする「規制緩和白書」(仮称)を作成する。